

資料1**法改正について**

**(「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」及び
「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」)**

- 物流は国民生活や経済を支える社会インフラ。物流産業を魅力ある職場とするため、働き方改革に関する法律が2024年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念される「**2024年問題**」に直面。
- 主な課題は、荷待ち・荷役時間の削減、一人当たり輸送量の向上、多重下請構造の是正等による**物流の生産性向上**と、これを通じた**適正運賃の収受とドライバーの賃上げ**。
- **荷主・物流事業者、一般消費者が協力**して我が国の物流を支えるための環境整備に向け、2024年通常国会における法制化を推進。

《2023.6.2「物流革新に向けた政策パッケージ」の項目》

(1) 商慣行の見直し

※着色部は法制化検討事項

- | | |
|----------------------------------|------------------------------|
| ① 荷主・物流事業者間における物流負荷の軽減 | ⑦ 労働生産性向上に向けた利用しやすい高速道路料金の実現 |
| ② 納品期限、物流コスト込み取引価格等の見直し | ⑧ 特殊車両通行制度に関する見直し・利便性向上 |
| ③ 物流産業における多重下請構造の是正 | ⑨ ダブル連結トラックの導入促進 |
| ④ トラックGメン（仮称）の設置等 | ⑩ 貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直し |
| ⑤ 担い手の賃金水準向上等に向けた適正運賃収受・価格転嫁円滑化等 | ⑪ 地域物流等における共同輸配送の促進 |
| ⑥ トラックの「標準的な運賃」制度の拡充・徹底 | ⑫ 軽トラック事業の適正運営や安全確保 |
| | ⑬ 女性や若者等の多様な人材の活用・育成 |

(2) 物流の効率化

- ① 即効性のある設備投資の促進
- ② 物流GXの推進
- ③ 物流DXの推進
- ④ 物流標準化の推進
- ⑤ 物流拠点の機能強化や物流ネットワークの形成支援
- ⑥ 高速道路のトラック速度規制の引上げ

(3) 荷主・消費者の行動変容

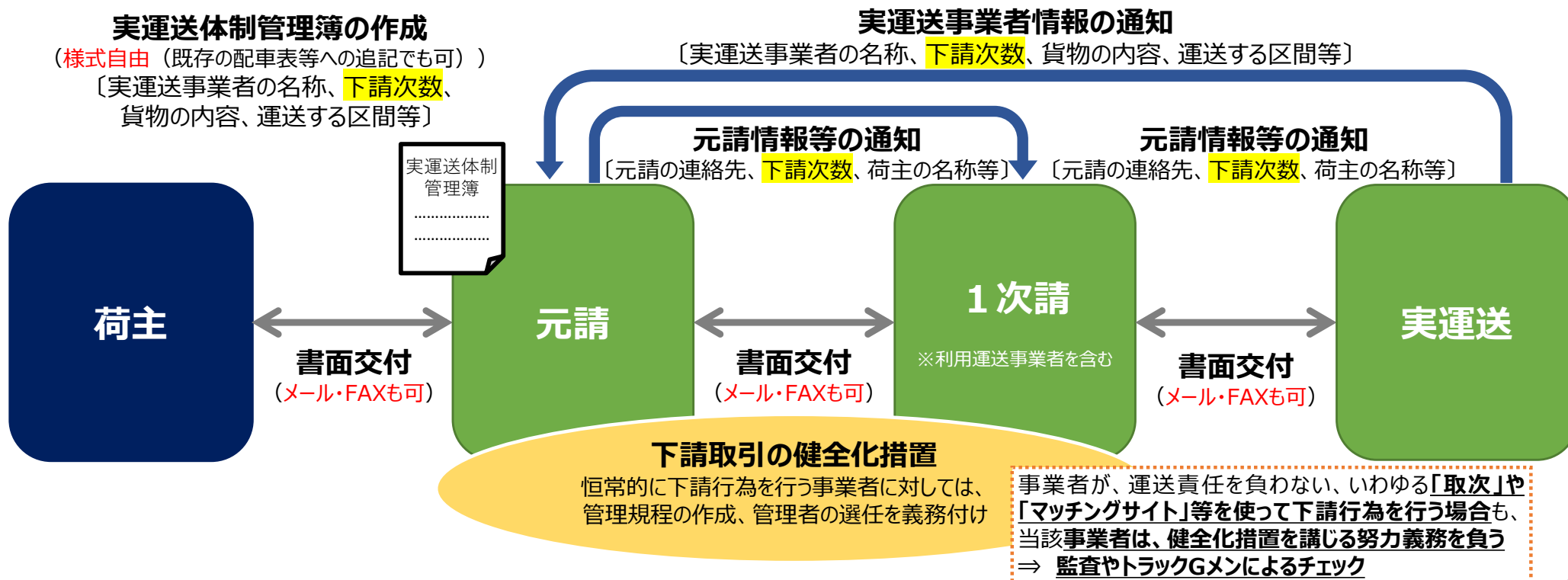
- ① 荷主の経営者層の意識改革・行動変容
- ② 荷主・物流事業者の物流改善の評価・公表
- ③ 消費者の意識改革・行動変容を促す取組み
- ④ 再配達率「半減」を含む再配達削減
- ⑤ 物流に係る広報の推進

1. ①**荷主**、②**物流事業者**（トラック事業者、鉄道事業者、港湾運送事業者、航空運送事業者及び倉庫業者）に対し、物流効率化のために**取り組むべき措置**についての**努力義務**を課し、当該措置について主務大臣（国）が判断基準を策定。

取り組むべき措置	措置の例
荷待ち時間の短縮	適切な貨物の受取・引渡日時の指示、予約受付システムの導入 等
荷役作業時間の短縮	パレット等の利用・標準化、入出庫業務の効率化に資する資機材の配置、荷積み・荷卸し施設の改善 等
積載率の向上	余裕をもったリードタイムの設定、運送先の集約 等

2. 取組状況について、主務大臣（国）が判断基準に基づき**指導・助言**を実施。
3. **一定規模以上の事業者**を**特定事業者**として指定し、**荷待ち時間等の記録**、**中長期計画の作成**、**定期報告**、**物流統括管理者**（特定事業者のうち荷主のみ）の**選任**等を義務付け。
4. 特定事業者について、中長期計画に基づく取組の状況が**不十分な場合**、**勧告・命令**を実施。
5. 国は、流通業務の持続的成長・生産性向上に関する事業者の取組状況について、調査・公表を行う。

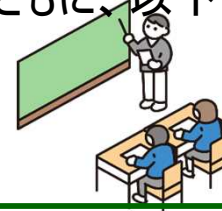
1. 元請事業者に対し、実運送事業者の名称・貨物の内容及び運送区間等を記載した実運送体制管理簿の作成（様式自由）を義務付け。
2. 元請事業者等に対し、下請取引の健全化に係る努力義務を課す。
一定規模以上の恒常的に下請取引を行う事業者に対し、健全化に関する運送利用管理規程の作成、運送利用管理者の選任を義務付け。
3. 荷主・元請・下請間の運送契約の締結等に際して、提供する役務の内容やその対価（附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む）等について記載した書面による交付（メール、FAXも可）を義務付け。



貨物軽自動車安全管理者の選任と講習の受講の義務付け

営業所ごとに「貨物軽自動車安全管理者」を選任・届出するとともに、以下2つの講習受講を義務付ける。

- ①管理者講習……管理者の選任にあたり受講
- ②管理者定期講習……2年ごとに受講



国土交通大臣への事故報告の義務付け

死傷者を生じた事故等、一定規模以上の事故について、運輸支局及び運輸局を通じて国土交通大臣への報告を義務付ける。
一般貨物事業者等に対して義務付けている事項の準用(事故の報告の対象など詳細については今後検討)

国土交通大臣による輸送の安全情報の公表

事業者に対して発出した輸送の確保命令や行政処分の情報等を国土交通省HPにて公表する。
一般貨物事業者等に対して実施している事項の準用

運転者への適性診断の受診を義務付け

一般貨物等の運転者に義務付けている適性診断を軽貨物の運転者にも義務付ける。
一般貨物事業者等に対して義務付けている事項の準用。現在適性診断を実施している認定機関は全国で約130。

- 初任診断(業務開始にあたり受診)
- 適齢診断(65歳以上の運転者が3年ごとに受診)
- 特定診断(事故を起こした場合に受診)

業務記録及び事故記録の保存義務付け

- 毎日の業務開始・終了地点や業務に従事した距離等を記録した業務記録を作成し、1年間の保存を義務付ける。
- 事故が発生した場合、その概要や原因、再発防止対策を記録し、3年間の保存を義務付ける。

一般貨物事業者等に対して義務付けている事項の準用

- 検討会での議論を踏まえ、**①荷主等への適正な転嫁**、**②多重下請構造の是正等**、**③多様な運賃・料金設定等**の提言をとりまとめ（令和5年12月15日）

1. 荷主等への適正な転嫁

<運賃水準の引上げ幅を提示>

- 運賃表を改定し、**平均約8%の運賃引上げ**【運賃】
- 運賃表の算定根拠となる原価のうちの**燃料費を120円**に変更し、**燃料サーチャージも120円**を基準価格に設定【運賃】

<荷待ち・荷役等の対価について標準的な水準を提示>

- 現行の待機時間料に加え、**公共工事設計労務単価表**を参考に、荷役作業ごとの「**積込料・取卸料**」を加算【運賃】

待機時間料	→	1,760円	
積込料・取卸料	機械荷役の場合	→	2,180円
	手荷役の場合	→	2,100円

※金額はいずれも中型車（4セクラス）の場合の30分あたり単価

- 荷待ち・荷役の時間が合計2時間を超えた場合は、**割増率5割**を加算【運賃】
- 標準運送約款において、**運送と運送以外の業務を別の章に分離**し、**荷主から対価を収受**する旨を明記【約款】
- 「**有料道路利用料**」を個別に**明記**するとともに、「運送申込書／引受書」の雛形にも明記【運賃】【約款】

2. 多重下請構造の是正等

<「下請け手数料」（利用運送手数料）の設定等>

- 「**下請け手数料**」（運賃の**10%**を別に収受）を**設定**【運賃】
- 元請運送事業者は、**実運送事業者の商号・名称等を荷主に通知**することを明記【約款】

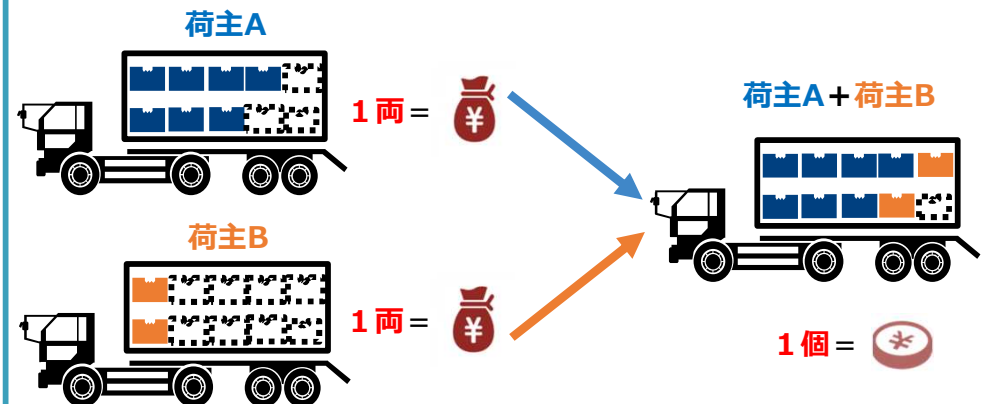
<契約条件の明確化>

- 荷主、運送事業者は、それぞれ運賃・料金等を記載した**電子書面**（運送申込書／引受書）を**交付**することを明記【約款】

3. 多様な運賃・料金設定等

<「個建運賃」の設定等>

- 共同輸配送等を念頭に、「**個建運賃**」を設定【運賃】



- リードタイムが短い運送の際の「**速達割増**」（逆にリードタイムを長く設定した場合の**割引**）や、**有料道路を利用しないこと**によるドライバーの運転の長時間化を考慮した**割増**を設定【運賃】

<その他>

- 現行の冷蔵・冷凍車に加え、海上コンテナ輸送車、ダンプ車等5車種の**特殊車両割増**を追加【運賃】
- 中止手数料の**請求開始可能時期、金額を見直し**【約款】
- 運賃・料金等の店頭掲示事項について、**インターネットによる公表**を可能とする【約款】

案

令和6年 月 日

各府県トラック協会 会長 あて

近畿運輸局
各府県(大阪・京都・奈良・滋賀・和歌山・兵庫)労働局
近畿農政局
近畿経済産業局
公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所

トラック事業における適正取引及び働き方改革の推進について
～「標準的な運賃」、「標準貨物自動車運送約款」の改正のお知らせ～

平素より、トラック事業における適正取引及び働き方改革への取組に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

物流は国民生活や経済活動、地方創生を支える重要な社会インフラであり、その機能を十分に発揮させていく必要がありますが、人手不足や労働生産性の低さといった課題への対応が求められています。

そのような中、本年4月からトラックドライバーにも「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成30年法律第71号）による時間外労働の上限規制（年間960時間）が適用されますが、トラックドライバー不足が顕在化するなど、このまま何も対策を講じなければ物流が滞り、いわゆる「2024年問題」によって国民生活や経済活動に影響を及ぼすことが懸念されることです。

これら物流を取り巻く各種課題解決を図るため、各省庁が一体となって、取引環境の改善に係るガイドライン等の策定や、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」による価格転嫁への取組、「物流革新に向けた政策パッケージ」による商慣行の見直しや物流の効率化への取組などを進めてきたところです。

今般、トラック事業者が法令を遵守して健全な事業運営を行っていく際の参考指標としての「標準的な運賃」について、荷待ち・荷役に係る費用、燃料高騰分、下請けに発注する際の手数料等も

含めて、荷主企業等に適正に転嫁できるよう見直しが行なわれるとともに、「標準貨物自動車運送約款」等についても改正されました。

この見直しは、物流の持続的な成長を確保するため、現行の商慣行を前提とすることなく、これを是正し、実運送事業者が健全な事業運営のために適正な運賃を収受できる環境整備を目的として行われるものです。

また、令和5年11月に公正取引委員会から公表されました「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」において、発注者が労務費上昇の理由の説明や根拠資料を求める場合、公表資料（関係者がその決定プロセスに関与し、経済の実態が反映されていると考えられるもの）に基づくものとしており、この公表資料には、都道府県別の最低賃金やその上昇率などと同様に「標準的な運賃」も含まれております。

つきましては、標記取組の趣旨をご理解いただき、貴団体傘下会員事業者に、「標準的な運賃」「標準貨物自動車運送約款」の改正について周知いただきますようお願いいたします。

なお本週知文書については、近畿管内の主要な荷主団体にも発出しておりますこと申し添えます。

■ 詳細については下記リンク先をご参照ください。

- ・標準的な運賃（令和6年国土交通省告示第〇〇〇号）
（国土交通省 HP）<https://>
- ・標準貨物自動車運送約款（令和6年国土交通省告示第〇〇〇号）
（国土交通省 HP）<https://>
- ・労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針
（公正取引委員会 HP）<https://>

QR

QR

QR

【本件に関するお問い合わせ先】

- ・近畿運輸局自動車交通部 貨物課
電話：06-6949-6447 FAX：06-6949-6531

運送事業者／荷主企業 向け

物流の「2024年問題」対策セミナー

～競合から協調の時代へ～

参加費
無料

定員250名
(先着順)

後日、近畿運輸局公式 YouTube チャンネルにて配信予定



開催日時・場所

日程：令和6年3月25日(月)

時間：14:00～16:20 (受付 13:30～)

会場：大阪歴史博物館 4階講堂 (大阪市中央区大手前4丁目1-32)
最寄駅：Osaka Metro 谷町線・中央線「谷町四丁目」2号・9号出口より徒歩



セミナー講演内容

<第一部 行政機関の取組み>

- ▶ 国土交通省 物流・自動車局 貨物流通事業課 課長補佐 運崎 彩香
『我が国の物流の革新に向けた取組みの動向』
- ▶ 公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 取引課長 石本 将之
『「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」について』

<第二部 運送事業者・荷主企業の取組み>

- ▶ センコー株式会社 事業政策推進本部 輸配送事業推進部 常務理事 殿村 英彦 氏
『～「物流バス」で日本の物流を変える～』
- ▶ サンスターループ ロジスティクス研究室 室長 (神戸大学客員教授) 荒木 協和 氏
『“発”“着”荷主の連携で物流危機を乗り越える』

※ 講演内容の最新情報は近畿運輸局HPにて掲載しています (講演内容は予告なく変更することがあります)

セミナー
最新情報



殿村 英彦 氏 (センコー株式会社)

1996年センコー株式会社に入社。主に、同社の北陸支店、小牧支店、基岡支店、本社部門において自動車事業を中心に業務を担当。2020年には長距離輸送事業推進部に着任。現在は輸配送事業推進部長として着任。脱炭素化に資する「ダブル連結トラック」の普及や「中継輸送」の推進について取組み、物流の効率化や生産性の向上に従事している。



荒木 協和 氏 (サンスターループ)

物流会社経営を経て、1994年サンスターループに入社。以後、中間流通物流企画、メーカーの生産物流改革、販売物流企画などを担当。2007年に物流・費給調整・発注・回収管理を統合した SCM部門を新設。役員としてグループのサブライフェレンスを担当。現在はサンスターループのロジスティクス研究室室長の傍ら、神戸大学客員教授も務めている。



共催：国土交通省 近畿運輸局 大阪商工会議所
一般社団法人 大阪府トラック協会 一般社団法人 兵庫県トラック協会 一般社団法人 京都府トラック協会
一般社団法人 滋賀県トラック協会 公益社団法人 奈良県トラック協会 公益社団法人 和歌山県トラック協会

昨年6月、政府は「物流革新に向けた政策パッケージ」を発表し、今国会では、荷主企業・物流事業者間における物流負荷の軽減に向けた規制措置等の法制化が見込まれるなど、荷主企業等の対応が義務化される見通しとなっています。これからは、運送事業者と荷主企業、あるいは運送事業者同士、荷主企業同士が互いに手を取り合って、この「2024年問題」と言われる荒波を乗り越えていかなければなりません。まさに物流は、競合から協調へと移行するフェーズに入っています。本セミナーでは「協調」をテーマに、最近の行政機関の取組みの動向と、運送事業者・荷主企業の先行事例についてお話いたしますので、運送事業者のみならず、荷主企業の皆様もぜひ一緒にご参加ください。



近畿運輸局長
日笠 弥三郎

【お申し込み方法】 <※切>令和6年3月15日(金)

- ① 右の二次元コードを読み込んでいただき、お申し込み願います
- ② 上記の二次元コードでのお申し込みが困難な場合は、FAXでのお申し込みも受付します



FAX送信先：06-6949-6531 近畿運輸局 自動車交通部 貨物課

FAX お申し込みシート

① 属性 (いずれかを○で囲んでください)		
運送事業者 ・ 荷主企業 ・ 報道関係者 ・ その他 ()		
② 貴社名 (団体名、個人事業主名)	③ 電話番号	
④ 所在地		
1 人 目	⑤ 氏名 (ふりがな)	⑥ 所属部署・役職
	⑦ メールアドレス	
申 込 者 2 人 以 上 の 場 合	氏名 (ふりがな)	所属部署・役職
	氏名 (ふりがな)	所属部署・役職
	氏名 (ふりがな)	所属部署・役職
	氏名 (ふりがな)	所属部署・役職

※ ①～⑦は必須の事項となりますので、送信前に必ず記入漏れがないかご確認ください
※ 当局がFAXを受信した日から2開庁日(土日祝日開庁)以内にお申し込みを受付した旨メールで返信します (返信用アドレスkkt-kamotsuka@ki.milt.go.jpより返信しますので、予め受診設定をお願いします)
※ 期日を過ぎても返信メールがない場合は、下記<問合せ先>までお問合せ下さい

【個人情報の取扱いについて】

お預かりした個人情報は、本セミナーの運営に関する連絡の目的に限って利用し、厳重に管理します。お預かりした個人情報は、法令等に基づく場合を除き、ご本人の同意なく第三者へ提供いたしません。

【その他の注意事項】

1社あたり5名を超える方が参加を希望される場合、事前に下記<問合せ先>までご連絡下さい。ご来場の際は、公共交通機関の利用をお願いいたします。

<問合せ先> 国土交通省 近畿運輸局 自動車交通部 貨物課 TEL: 06-6949-6447